

# マイカーローンの商品概要 1/2

保証機関＝株式会社 オリентコーポレーション

★自動車関連資金や自動車関連ローンの残債借換資金としてご利用ください。

| 項目             | 内容  |
|----------------|---|
| 名称または愛称        | マイカーローン   |
| ご利用になれる方       | 次のすべての条件を満たす個人のお客様<br>>当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方<br>>満 18 歳以上 65 歳以下の方<br>* 未成年の方の場合、親権者または後見人の方を代理人として同意書をいただきます<br>>株式会社 オリентコーポレーションの保証を受けられる方  |
| お使いみち<br>交付の方法 | >自動車関連資金<br>>他の金融機関で借入れされている自動車関連ローンの借換資金<br>>お申込人名義の口座へ入金後、直ちにお支払先へ振込んで頂きます。   |
| ご融資金額          | 10 万円以上 500 万円以下(1 万円単位)で、見積書等資金用途確認資料の金額の範囲内とします。  |
| ご融資形式<br>ご融資期間 | 証書貸付<br>8 年以内で、6 ヶ月単位となります。   |
| お申込に必要な<br>書類等 | >お申込人を確認する本人確認書類＝運転免許証・パスポートいずれかの 1 点の写し。連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の本人確認書類も必要となります。<br>* 運転免許取得費用は、健康保険証の写しも可能です。<br>>お使いみちを確認できる資料<br>＝見積書・注文書・契約書・請求書等の写し<br>＝お借換えの場合は、現在ご利用のローン返済予定表や返済用預金口座通帳等の写し<br>>この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。<br>>返済される口座のお届け印 |
| ご返済方法          | >毎月元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の 50%以内であれば 6 ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。<br>>元金返済の据置はできません。<br>>一括返済方式のお取扱はしておりません。   |
| ご融資利率          | >固定金利(ご融資時の金利を完済まで適用)です。当金庫所定のルールに基づき算出した利率をご提示いたします。<br>* お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合わせください。<br>>利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。  |
| 遅延損害金          | 約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率 18.25%、1 年を 365 日とする日割り計算で損害金を頂きます。  |

## マイカーローンの商品概要 2/2

保証機関＝株式会社 オリентコーポレーション

| 項目                | 内容   |
|-------------------|--|
| ご融資保証料            | このローンの保証機関である株式会社 オリентコーポレーションへ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂きます。お支払方法は、ご融資時に一括してお支払頂く「保証料一括前払方式」となります。   |
| 担保・連帯保証人          | 株式会社 オリентコーポレーションの保証をご利用頂きますので、原則として、必要ありません。<br>* 但し、株式会社 オリентコーポレーションの保証審査により、連帯保証人を必要とする場合があります。その際も保証料はお支払頂くこととなります。   |
| 手数料               | 事務手数料として 1 件につき 1,100 円(消費税込)をいただきます。  |
| お申込方法<br>お問合せ先    | 窓口係もしくは渉外係にお申し出ください。   |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置 | <b>苦情処理措置</b><br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。<br><b>紛争解決措置</b><br>熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。<br>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。<br>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。 |
| その他参考事項           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。</li> <li>➢このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である株式会社 オリентコーポレーションは、当金庫に対し保証をすることとなります。</li> <li>➢お申込にあたってお客様の個人情報 は当金庫及び株式会社 オリентコーポレーションの加盟する個人情報機関に登録されます。</li> </ul>   |